

終末期、重症時、急変時における医療等に関する意思確認書について

当院では、患者さんの希望に沿った最善の治療を行うようにしています。どのような時にも治療やケアは最善を尽くしますが、あらかじめ、患者さんの希望を伺っておくことで、実際の場面で、患者さん、医療者ともに迷うことがないようにしておく必要があると考えます。

この意思確認書は、万が一、そのような状態になったとき、どのような治療やケアを受けたいか、自身の思いや考えを文書として確認するものになります。そして、これを受けて医療者は、人権と生命の尊厳に配慮した治療を行ってまいります。あくまで患者さんの希望が第一となり、ご家族の希望に添えない場合もあります。患者さんの意思が確認できないときには、代理人からの情報をもとに、患者さんの希望を推測します。それもかなわない場合には、当院の倫理審査委員会で助言または決定します。

【趣旨】

- 1 意思確認書は、ご自身がどのような治療を受けたいか、あらかじめ医療者側に伝えておくものです。署名された後でも、気持ちや考えの変化があれば、いつでも変更することが可能です。主治医や看護師にその旨をお申し出ください。
- 2 本人の意識がない場合、判断力が失われてきたと、医療者が判断した場合などには、本人の意思を最もよく理解されているご家族等と主治医、看護師等が患者さんにとって最善の治療について十分に話し合い、必要に応じて第三者の承認を受けて治療を決定します。
- 3 この意思確認書の有無によって、患者さんが治療上、有利または不利となることはありません。また、意思や考えの変更によって患者さんに不利益が生じることはありません。最新の判断を優先し、意思を尊重した最善の治療を行います。

終末期、重症時、急変時の治療とは

1 人工呼吸器

自分の力で、呼吸が出来なくなった時に行います。気管チューブを口から気管内に挿入し、（気管内挿管）人工呼吸器につなぎます。開始後は、呼吸状態が改善するまで中止すること

は困難になります。体力のない方は、自分の力で呼吸することが弱くなり、人工呼吸器による呼吸を中止することが困難となる場合が考えられます。また、口からの挿入から、喉を切開し（気管切開）チューブを挿入する方法に切り替わる可能性もあります。

2 蘇生薬、心臓マッサージ、電気ショック

心臓が止まりそう、または止まった時に、人工呼吸とともに一連の行為（心肺蘇生術）として、薬剤を使ったり、心臓マッサージ（胸骨圧迫）をしたり、電気ショック（除細動器）をかけて、心臓の動きを正常化させる処置を行います。この際に、肋骨が折れたり、電気ショックによる胸部の皮膚にやけどが起きる場合があります。

3 食事が摂取できなくなった時の水分・栄養補給

- ① 点滴（末梢血管から）
- ② 点滴（中心静脈から）・・・高カロリーの点滴
- ③ 鼻から胃まで管を入れて、栄養剤を注入する
- ④ 胃に穴をあけて（胃ろう）直接栄養剤を胃に注入する

- 4 血圧が下がったときに、昇圧剤（血圧を維持する薬剤）の使用

- 5 腎臓の機能が下がったときに、人工透析を実施する

- 6 呼吸が苦しくなったり、耐え難い痛み、病気に対する不安が生じたとき、医療用の麻薬を使用し、呼吸を楽にしたり、鎮静剤（不安や気持ちを和らげる）を使用する

- 7 肺や尿路などに感染症が生じたとき、徹底的な治療を希望する

- 8 当院では治療できない場合、転院を含め救命センター等での治療を希望する

- 9 その他